

東近江市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 八日市商工会議所と一般社団法人八日市まちづくり公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「東近江市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により東近江市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に必要な事項、法第42条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 東近江市が作成する基本計画、認定基本計画およびその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 東近江市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 東近江市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 東近江市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (6) 中心市街地及び協議会活動に関する情報発信
- (7) 前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化に関する施策の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって委員を構成する。委員は、会長が委嘱する。

- (1) 八日市商工会議所
- (2) 一般社団法人八日市まちづくり公社
- (3) 東近江市
- (4) 法第15条第4項第1号、第2号及び第8項に規定する者

(5) 前項に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
(役員)

第6条 協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の事業並びに運営等を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他協議会が必要と認める事項を審議する。

2 会議は、委員をもって構成する。

3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(プロジェクト会議の設置)

第9条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト会議を置くことができる。

2 プロジェクト会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の構成員は、協議会における議決事項並びに協議結果について尊重しなければならない。

(アドバイザーの設置)

第 1 1 条 協議会は、第 3 条に掲げる目的達成のため、又は協議会の活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの設置及び選任は会長が行う。

(オブザーバーの設置)

第 1 2 条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(会計)

第 1 3 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

2 協議会の収入は、補助金、助成金、その他収入とする。

3 協議会の支出は、協議会の運営に必要な経費とする。

(事務局)

第 1 4 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、八日市商工会議所及び一般社団法人八日市まちづくり公社が協力して処理する。

(解散)

第 1 5 条 協議会を解散する場合は、協議会において構成員の 4 分の 3 以上の同意による議決を得なければならない。

(構成員名簿及び規約の公表)

第 1 6 条 協議会の構成員名簿及び規約は、法第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、協議会のホームページ等において公表する。

(活動内容の公表)

第 1 7 条 協議会の活動内容については、広く東近江市民の意見を反映させるため、協議会のホームページにおいて公表するほか、東近江市、八日市商工会議所、及び一般社団法人八日市まちづくり公社のホームページへの掲載において行う。

(その他)

第 1 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 2 8 年 7 月 2 5 日から施行する。

2 第 5 条の規定にかかわらず、最初の委員の委嘱に関する事務は、協議会の設立準備に係る者が行うものとする。

- 3 第6条第4項の規定にかかわらず、最初の役員の任期は、就任した日から平成30年3月31日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が行うものとする。
- 5 第13条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から設立日の属する年度の3月31日までとする。